

## 一般廃棄物処理施設整備検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般廃棄物処理施設整備検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員長は、会場の収容人員等を考慮し、定員を増減することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、受付で所定の用紙に住所及び氏名を記入しなければならない。なお、傍聴の受付は、会議の開始時刻の30分前から先着順に行い、会議の開始時刻又は定員に達した時点で終了する。

(傍聴できない者)

第4条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物その他危険物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において静粛にし、次に掲げることを守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はちまき、腕章、たすき類を着用する等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等については、使用できないよう電源を切ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(会議の非公開)

第7条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 能代山本広域市町村圏組合情報公開条例(平成29年条例第1号)第7条に規定する不開示情報に関する事項について検討を行う場合

(2) その他非公開とすることが適当と認められる場合

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第10条 委員長は、傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(報道関係者の取扱い)

第11条 報道関係者については、第2条及び第3条の規定は適用しない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月9日から施行する。